

海洋基本法制定と離島問題

THE ENACTMENT OF BASIC ACT ON OCEAN POLICY AND THE REMOTE ISLANDS

山田吉彦
Yoshihiko YAMADA

博(経済) 東海大学教授 海洋学部 (〒424-8610 静岡県静岡市清水区折戸3-20-1)

Basic Act on Ocean Policy was enacted in April, 2007. Japanese Government manages the ocean only after this law is assumed to be grounds. Especially, the solution to the problem concerning remote islands near the border is expected. It is assumed that the developed remote islands are Tsushima, The northern four islands, Yaeyama and Senkaku Islands by enforcing this law. Those remote islands epitomize the Japanese Islands. It refers to Tsushima and Yaeyama islands in this thesis. Only the development of the island with each characteristic will support the development of Japan of the future.

Key Words : *Basic Act on Ocean Policy, the remote islands, border in ocean*

1. 海洋管理の創設

日本は四方環海の海洋国家を自負している。しかし、海洋とのかかわりは極めて希薄であり、海洋管理においては脆弱な法体系しか持ち合わせてはいない。2007年4月20日に海洋基本法が成立し、同年7月20日制定された。2008年3月には同法に基づき海洋基本計画が策定され、ようやく海洋国家として海洋管理を行うための法秩序が構築されようとしている。

日本の海洋管理の始動方向を見極めるうえで、現在の日本の周辺海域における問題点を検証しなければならない。特に海洋安全保障体制には、多くの解決すべき課題がある。まずは、現在発生している海洋安全保障に関わる諸問題を検証することが必要である。

現在の日本の近海は安全な状態とはいえない。2006年10月14日、国連安全保障理事会において、北朝鮮の核実験実施発表に対する制裁決議案が採択された。日本は、国連安保理決議に呼応し、早々に北朝鮮籍の入港制限、北朝鮮国民の入国禁止、北朝鮮からの全品輸入禁止などの自主制裁措置を実施した。米国は、北朝鮮船の洋上で船舶検査の実施を検討し、日本の参加を求めているが、日本には公海上で、他国籍の貨物船に対して臨検を行うことができる国内法が無い。2009年3月、北朝鮮は日本上空を通過する弾道ミサイルを4月に発射することを明言した。

北朝鮮工作船が日本沿岸へ侵入し、海上保安庁の巡視船と銃撃戦の末、自爆自沈した事件(2001年)や、中国人民解放軍北海艦隊所属の原子力潜水艦が国際法で禁じられている他国(日本)の領海を潜航

したまま航行する行為(2004年10月)などに見られるように、日本を取り巻く海の情勢も平穏であるとは言えない。時代に対応し、海洋利用に関する原理・原則も検討する必要がある。

2. 日本の海域

(1) 領海

日本の領海は、原則として沿岸12海里までである。1977年、国連海洋法条約の議論が進められる中、わが国も世界の趨勢に合わせるため「領海法」(1971年5月2日成立、同年7月1日施行)を制定し、沿岸12海里までの領海を設定した。山内¹⁾は、漁業面へのみ着目し「領海3カイリ・公海自由の原則が、これまでの日本の国益にいかによく適う国際ルールであった」と当時の日本の領海政策の変更に振り返っている。しかし、領海法を制定し、沿岸12海里を領海とするわが国の政策は、遠洋漁業に重きを置く漁業面にマイナスになった面は否めないが、小野²⁾の「日本の経済は、オイルショック以降、激しい構造変化に見舞われている」状況から考えると、国際化の流れに合わせた産業構造の変化の中で、領海を見直し、漁業よりも海洋開発や海運の活性化を目指す政府の選択は肯定できるものである。また、同時に「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、沿岸200海里の漁業専管水域を設けた。同法により、日本の漁業は、遠洋漁業から沖合漁業へと変革することとなった¹⁾。

その後、1994年に発効した国連海洋法条約は、

2008年現在で156カ国が批准し、わが国も1996年に批准している。この条約において、沿岸12海里を領海とすることが認められ、現在、国際的な水準となっている。わが国は、領海法において、既に領海12海里を採用していたが、例外として宗谷海峡、津軽海峡、大隅海峡、対馬海峡東航路、対馬海峡西航路の5つの海域を特定海域に指定した。この海域における領海を沿岸3海里までとして航路を国際航行に資するため公海とするためである。これは、東西冷戦時代の余波である。国連海洋法条約第20条において、「領海においては、潜水船その他の水中航行機器は、海面上を航行し、かつ、その旗を揚げなければならない」と規定されている。潜水艦は、領海内を航行する場合、浮上し国旗を掲げて航行しなければならない。東西冷戦下において日本沿岸域では、旧ソビエト連邦および米国の海軍の潜水艦が数多く作戦行動をとっていた。軍備を持たないわが国のとった苦肉の策が、主要海峡を国際航路として領海を放棄することであった。また、領海内を核兵器搭載艦船が通航することになり、日本の非核三原則に抵触することを恐れていたと考えられる。

日本の海の治安と安全を守るのは、海上保安庁の役割であるが、通常、海上保安庁の法執行が可能なのは、この領海内のみである。ただし、漁業法に基づく排他的経済水域内での法執行は可能である。

(2) 排他的経済水域

2001年12月、北朝鮮工作船が日本沿岸部に侵入し、海上保安庁の巡視船との銃撃戦の後、逃亡し自爆沈没した事件³⁾は記憶に新しい。この事件は、排他的経済水域という言葉が一般的に認識されるきっかけとなった。日本の主張する排他的経済水域は、沿岸から200海里までである。これも国連海洋法条約による基準に従い設定されているものである。排他的経済水域内では、海底資源の探査、開発に関する権利、海洋の科学的調査に関する権利、漁業管轄権などが認められ、あわせて海洋環境の保護および保全などの義務が課せられている。北朝鮮工作船の侵入時、海上保安庁は、国連海洋法条約に合致した「漁業法」により、排他的経済水域を航行する漁船を模した不審な船舶に対し、停船を命令することができたのである。北朝鮮工作船は、停船命令に従わなかったため、漁業法違反となり、その後、海上保安庁の巡視船に銃撃を加えたため、海上保安庁は、正当防衛で反撃した。

日本の持つ排他的経済水域は、表-1に示すように約447万km²に及んでいる。表-2に示すが、実に世界で6番目の広さである⁴⁾。排他的経済水域の設定において問題となるのは、海域を接する隣国との境界線設定である。日本は、ロシア、米国、北朝鮮、韓国、中国、台湾、フィリピンの7カ国と排他的経済水域が接している。隣国との境界は、中間線をもって設定している。しかし、ここで問題となるのは、日本

は隣国と境界が画定していない地域が存在することである。ひとつは、ロシアにより、わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島が実効支配されていることであり、もうひとつは、韓国により日本海の南西部に位置する竹島が同じように実効支配されていることである。そのため、この海域では排他的経済水域を設定することは、現実問題として不可能なのである。また、中国は尖閣諸島の領有権を主張していることと、大陸棚条約を根拠に沖縄トラフまでを自国の排他的経済水域としているため、東シナ海においては両国の主張が重複している。

海に囲まれた日本の安全を守るためには、前述した北朝鮮工作船事件でも明らかのように、沿岸12海里の警備だけでは不足している。排他的経済水域内の警備、警戒を的確に行うことが日本の海洋安全保障の根幹となる。

表-1 日本の国土、海域面積⁴⁾

国土（領土）面積	約 38万km ²
領海面積	約 43万km ²
排他的経済水域面積 (領海含む)	約447万km ²

表-2 世界各国の排他的経済水域面積

順位	国 名	面積
1	米国	762万km ²
2	オーストラリア	701万km ²
3	インドネシア	541万km ²
4	ニュージーランド	483万km ²
5	カナダ	470万km ²
6	日本	447万km ²
参考	旧ソ連	449万km ²

注：米国国務省資料(1972)による。ただし、日本は海上保安庁調査(1996)による。

3. 離島の現状分析

(1) 日本の領土を構成する島々

日本の国土は、6852の島（低潮時の周囲が100m以上）から構成され、そのうちおよそ420の島が居住者のいる有人島であり、およそ90万人が居住している。そして、隣国（前掲7カ国）とは海により分離され、領土を囲む国境線といえるものはすべて海上に存在する。

現在、日本の領土は、1951年に締結された「サンフランシスコ平和条約」により国際的に認知されている。この条約は、日本と第二次世界大戦における連合国の間で結ばれた講和条約であり、米国、英国をはじめとした49カ国が署名している。同条約は翌1952年発行している。

サンフランシスコ平和条約の第二章では、日本の領域が具体的に定められた。その決定は、1943年に

米国のフランクリン・ルーズベルト大統領、英国のウィンストン・チャーチル首相、中華民国の蒋介石主席の間で合意されたカイロ宣言の対日方針に基づき、日本が放棄すべき地域を定めている。

カイロ宣言では、「日本国より1914年の第一次世界大戦の開始以後において日本国が奪取し、又は占領したる太平洋における一切の島嶼を剥奪すること並びに満州、台湾及び澎湖島のごとき日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還する。また、日本国は暴力及び貪欲により日本の略取したる他の一切の地域より駆逐されるべし」ということが合意されていた。

歴史的に領有してきた地域だけが、「日本国」の領土となったのである。第二次世界大戦終戦時において支配していた地域の中で、サンフランシスコ平和条約に放棄すべき地域と定められていないところが、必然的に日本の領土と認められたのである。

以下に、サンフランシスコ平和条約の領域に関する部分を抜粋し紹介する。

サンフランシスコ平和条約 一九五一年九月八日署名

第二章 領域

第二条【領土権の放棄】

日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条【信託統治】

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の島島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

以上の条文に示されるように、領有権を放棄すべき地域の中には、現在、韓国に実効支配されている

竹島も中国が領有権を主張する尖閣諸島も入っていない。故に日本固有の領土であると国際的な認識があったと判断される。特に尖閣諸島はサンフランシスコ平和条約第二章第三条により日本国の領土としてアメリカに信託統治されていた経緯がある。

同条約において不確定要素があるのは、千島列島の扱いである。サンフランシスコ平和条約の受諾演説をおこなった吉田茂全権大使は、択捉島および国後島が帝政ロシアとの間で結ばれた日露通好条約（1855年締結）において日本領となっていることなどに言及し、また、千島列島および北海道に付属している色丹島及び歯舞諸島がソ連に不当に占領されていることに抗議をしている。

現在、竹島は韓国に、北方四島はロシアにより、それぞれ占拠され60年以上の年月が経ており、政府間交渉において返還される可能性は低いと考えられる。

海洋基本法第二十六条に離島の保全が明記されたことでも示されるように、日本の海洋管理を考えるにあたり、「離島」に関する政策は、さまざまな方面に影響を与える。日本の海洋管理を考える上で、離島の現状把握および分析は不可欠である。しかし、日本の離島の現状はあまり知られていない。

日本の離島問題、特に国境離島の問題について考えるにあたっては「離島の保全・振興を誰が行うべきか、国家なのか地方自治体なのか、島で暮らす国民なのか」という観点から、離島の具体例を取り上げ、特に国境離島と呼ばれる島々の現状と保全・振興策等の実施例、あるいは可能性を検討することを要する。

(2) 国土交通省の離島政策

国土交通省は、2008年海洋基本法の制定および海洋基本計画の策定にあわせ「海洋管理のための離島の保全・管理・利活用のあり方に関する検討委員会」を設置し、国境線に存在する有人、無人含めた離島の活用について具体的な検討を行った。

特に「海洋管理のための離島」の理念を探求し、国連海洋法条約や国際機関の取り組み、諸外国の取り組み、海海洋基本法の理念などを精査し、海洋管理のためには自国の利益だけでなく、人類共通の利益に合致するような「責務と権利」を考慮する政策の必要性を確認した。

国土交通省の政策の基本理念は「国際公益への貢献と我国権益の確保」にあるが、ともすればこの二つは利益相反することになりかねない。近年、世界各国は資源ナショナリズムに奔るあまり近隣国との紛争を抱える国が多い。日本もロシアに北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島、ロシア名・クリル諸島）を占拠されたままであり、韓国との間にも竹島（韓国名・独島）の領有権の争いがある。また、中国、台湾は日本固有の領土である尖閣諸島の領有権を主張するなど、近隣国との領土紛争を抱える国となっている。

では、国家の離島政策とあわせ、日本の国境離島の現状はどのようなになっているのか検証してみたい。

4. 国境離島の抱える問題

(1) 対馬

a) 対馬の現状

対馬（長崎県対馬市）は、海洋基本計画において離島振興策として行うべき課題を現実抱え、その対策に苦慮している。この対馬市の例から海洋政策における離島の問題を整理する。

対馬は、釜山（韓国）との距離が49.5kmしか離れていない。江戸時代には朝鮮との交流の窓口になるなど歴史的にも朝鮮半島との関係が深い。

この対馬は、過疎化、高齢化の問題を抱え、また、海峡を挟み接する朝鮮半島との間に起こる様々な国際問題にも対応を苦慮している。

対馬市は、2004年に島内の厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上対馬町、上県町の6町が、合併して市となった。合併の際、国の支援策を受け入れるとともに多額の債務を継承したことで、市の財政は窮乏となった。市の2006年度の一般会計における地方債残高は、621.45億円であり、市の関連する公営企業体も含めると負債は700億円を超えている。

対馬市は、第一次産業従事者が島の職業人口の21.1%を占めている。特に漁業従事者が16.9%と多く、漁業が島の重要な産業である。しかし、漁業収入は安定しないため離職する漁民も多く、市では新しい産業として、観光業の推進に力をいれ、国土交通省の進める外国人旅行者の誘致に便乗し、韓国人旅行者の受け入れを積極的に行った。その結果、表-3に示すように2008年には7.4万人の韓国人旅行者を受け入れている。

表-3 対馬－釜山間の国際航路の乗客数

年	2006年	2007年	2008年
韓 国 人 入国者数	42,002人	65,491人	74,130人
対前年比	114.6%	155.9%	110.7%

（出典：対馬市政策課資料）

しかし、韓国人の多くは、日本とは違う歴史認識を持ち、文化・風習が違い日韓には感情の対立が生れることが多い。また、韓国人観光客によるゴミの投棄、釣り客による漁業法違反が地元との軋轢を生み、韓国の漁船による密漁問題もあり、韓国との交流促進の是非については、市民の意見も二分されている。

さらに韓国資本による土地の購入が、一部の韓国人が「対馬は韓国の領土」と主張することと関係付けられ問題視されている。特に自衛隊の敷地に隣接

した土地が韓国資本により買収されたことから、さまざまな憶測が飛んでいる。

しかし、2008年の急激なウォン安は、韓国人旅行者の減少につながり、対馬経済にとって打撃となることが危惧されている。2007年の韓国人旅行者にかかる経済効果は約15億円と試算されている。

b) 対馬海峡における海上警備

対馬海峡は、第二次世界大戦直後から紛争の海となってきた。1952年に韓国の李承晩大統領は、対馬海峡近海に一方的に韓国の漁業専管水域を設定した。以後、韓国により200隻を超える船が拿捕され、3929人が抑留され44人が死傷した³⁾。

現在は、日韓漁業協定（1965年日韓条約の一部として締結。1998年に国連海洋法条約に基づき新協定締結。竹島問題は棚上げとして暫定合意。）により、対馬海峡は中間線をもって、それぞれの専管水域としているが、韓国側による密輸・密航・密漁、対馬海峡を舞台とした海上犯罪は後を絶たない。

また、日韓の懸案事項に漂着ゴミの問題がある。対馬市は、海を越え流れ着くゴミの対応に苦慮している。対馬市役所の推計によると、現在、対馬の海岸部に漂着している漂着ゴミの総量は、およそ1.8万トンになる（対馬市では、0.4～1.8万tという広い幅で試算しているが、ほぼ上限に達していると考えている）。島内のゴミ焼却施設の処理能力は、市民の日常的に排出するゴミを処理するだけで限界であり、漂着ゴミを処理する場合、島外への搬出が必要となり、そのゴミの処理費は、約9500万円と試算している。漂着ゴミの中には、医療系廃棄物が含まれている、2006年度は約600個体が回収され、200本の使用済み注射器が含まれていた。

対馬市は、2005年に第8次経済構造改革特区提案募集で、長崎県壱岐市、五島市、新上五島町などとともに外国由来の漂流・漂着ゴミの処理責任の明確化を求める特区申請をおこなった。特区としては、不採用とされたが、この提案に対し経済構造改革特区推進本部において、関係省庁による局長級の対策会議を設置が決定された。2009年度には、漂着ゴミ処理のモデル地域に指定される予定である。

c) 北朝鮮問題に備える

対馬が抱えている潜在的な問題の一つに朝鮮半島情勢がある。

2001年には武装した北朝鮮工作船が奄美大島沖で海上保安庁の巡視船と銃撃戦となり自爆沈没する事件⁵⁾が起こっている。また、核開発問題、ミサイルの発射実験などは、国際的な問題となっている。

仮に朝鮮半島有事の際は、日本に大量の難民が殺到することが予想される。日本政府は、2003年度のデータを基にした北朝鮮の元山、清津など日本海側の港にある北朝鮮が保有する船の数からに想定し、10～15万人も難民が日本へ上陸する⁶⁾と考えている。

しかし、海上ルートの難民予測は、海事関係者と政府との間に乖離がある。難民が流出するような社会情勢において北朝鮮政府の影響下にある船は難民

の輸送を行うことは難しいと想像される。船で脱出できるのは一部だけで、その数は0.5～1万人程度と予測される。その他の難民は、朝鮮半島を縦断し、韓国の船を使い対馬もしくは九州を目指すことが予想される。しかし、現在の日本には、難民に対処する施策や施設は皆無であり混乱は避けられない。特に対馬では、島民人口より多い難民が押し寄せることも考えられ、事前に対応策を検討することが望ましい。現在、対馬には陸上自衛隊対馬警備隊が駐屯し約370人の自衛官が任務に就いているほか、航空自衛隊が、島の北東部の海栗島にレーダー基地を置かれ、比田勝に海上自衛隊警備所が置かれている。いずれにしても規模が小さく、朝鮮半島有事の国境防衛においては、九州もしくは本州からの応援が不可欠である。また、日本国内の問題だけでなく、海を接した近隣諸国の情勢を分析し、把握することも海洋政策にとって重要であり、日本政府は、韓国との協力関係の構築とともに、非常時を想定した対応を心がけなければならない。

(2) 東シナ海の国境政策

a) 尖閣諸島を巡る情勢

2008年3月に行われた台湾の総統選挙は、中国との経済交流の拡大を推進する国民党の馬英九氏が大勝した。「兩岸共同市場」「ひとつの中国市場」を目指す馬氏は、中国大陸との経済交流を望む台湾経済界の後押しを受けたことが勝因であった。中国は、かねてから進めてきた「商で政を取り囲む」政策が功を奏し、台湾の主体性、単独での国連参加を主張する民進党の謝長廷候補を排除することに成功したと言える。馬英九総統は、就任早々、中国との経済融和を図るとともに、尖閣諸島対応など対日強硬姿勢を示している。

現在の台湾の経済界は、生産を中国の安い労働力と資源に頼り、また、消費も13億人の中国国民に依存する空洞化現象に陥っている。特に近年は、上海や福建省に増えている富裕層をターゲットとしてビジネスを展開し、台湾の経済は、膨張する中国経済に飲み込まれてしまったといえるであろう。

馬総統は、尖閣諸島は台湾の領土であると主張している。2007年に来日した際、同志社大学で行なった講演では「19世紀、20世紀の亡霊はもう過去の話だ」と述べ、日本との友好関係の重視を強調したが、不安は拭えないのが実情である。

日本と台湾の外交関係は、1972年の日中国交正常化以降閉ざされている。日台両国は、経済分野では密接な関係を保ってきたが、近年は、台湾と中国の経済が一体化する中、日本との経済関係は疎遠となりつつある。米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な景気後退により、貿易が保護主義化することが懸念され、日台関係の悪化にさらに進む可能性がある。

今後の日台関係において、特に気になるのは尖閣諸島領有権問題と東シナ海のガス油田開発である。

「尖閣諸島は台湾の領土」とする馬総統の考えと「尖閣諸島は台湾の一部であり、ゆえに中国の領土」とする中国政府の見解とは一致する。今後、中国と台湾の共通の意志として、尖閣諸島の領有権を主張することになると日本の立場は危ない。

尖閣諸島は、魚釣島、久場島、大正島、北小島など八つの島からなり、沖縄県石垣市の北北西約170km、台湾から同じく170km、中国から330kmの東シナ海上にある。行政区分としては沖縄県石垣市に所在し、大正島が政府の所有である以外には、埼玉県在住の個人の所有であり、政府が年間4千万円程度の賃料で借り上げ管理している。尖閣諸島が日本の領土と決まったのは、1895年である。政府は清朝の影響下にないか、先住民はいないかなど慎重に調査し、翌年、沖縄県八重山郡に編入した。この島々が開発されたのは、19世紀末、福岡県出身の実業家が、政府から魚釣島を借り上げ、鯉節工場や島の剥製の工場を作った。最盛期には、約200人がこの島に住んでいたが、第二次世界大戦時までには退去し、現在は無人島になっている。この島の警備を行っている海上保安庁は、中国との関係などを考慮し、一般人が立ち入ることを許可していない。

この島の存在が注目を集めたのは、1968年に国連アジア極東経済委員会が、東シナ海の調査を行い尖閣諸島近海の海底に埋蔵量豊富な油田がある可能性を指摘してからである。翌年に報告書が発表され、1971年に石油利権を求め台湾と中国が相次いで領有権の主張を始めたのである。1978年には、100隻ほどの中国船が尖閣諸島近海に押し寄せ抗議行動を行った。2004年3月には、中国の反日活動家7人が、魚釣島に上陸し不法入国する事件を起こした。

胡錦濤政権は、東シナ海を平和の海にするとしているが、尖閣諸島の領有権の主張を放棄したわけではない。中国は領土問題を棚上げして、尖閣諸島海域の共同開発を提案することが予想される。同時に台湾も共同開発への参加を求めることになる。東シナ海ガス油田開発の一部共同開発の合意と、中国側ガス油田への日本企業の資本参加は、尖閣諸島周辺海域の共同開発への布石と考えられる。尖閣諸島と日本本土で最も近い都市・長崎との距離はおよそ1000km、中国本土へは330km、台湾へは170kmである。海底パイプライン等の必要性を考えると、台湾を開発の基点とすることが最も効率的である。尖閣諸島は、現在無人島であり、安全保障上の管理体制は、希薄と言わざるを得ない。尖閣諸島開発における日本の対処方針を定めておく必要がある。

b) 与那国島と台湾

与那国島は、日本の最西端に位置し台湾の花蓮市との距離は111kmと近い。この島は、人口約1700人、過疎と高齢化が進む国境離島である。第二次大戦の終戦時までには、台湾と自由に往来し、子供たちの多くは、台湾に寄宿して教育を受けていた。

1945～50年頃には、台湾と米国統治下の沖縄との密貿易の中継基地として栄えた。当時は、12000人

ほどが居住し、映画館もあり、島全体が活気にあふれていた。島の人々は、台湾と交流することがかつてのように島が栄えることを信じている。

与那国町は、台湾との間の定期航路の開設や自然災害時の緊急支援関係を結ぶなどの特区申請を政府に対し行ったが、否決されている。政府は、台湾との交流は、中国との関係を考慮し慎重に行う方針である。しかし、与那国町は、台湾の花蓮市に独自に事務所を開設し、交流事業を開始している。沖縄本土から500kmも離れ、本土からの観光客の少ない島にとって、台湾との交流は島再興の望みなのである。与那国島の上空の半分は、台湾の防空識別圏であり、日本の自衛隊機は自由に飛ぶことが許されない。戦後の米国統治時代に米軍が事務的に線を引いたまま、現在も続けられている。台湾と中国の一体化は、与那国島の上空が中国の空になることを意味する。政府は、防空識別圏に関して早急に対応を取らなければならない。

与那国島に近い石垣島には、2008年まで年間5000隻を超える外航貨物船が入港していた。その多くは台湾と中国との貿易船である。台中間は、貿易の制限が多いため、台湾と中国を結ぶ船は、一旦、石垣島に立ち寄り、貿易手続きを行う。台湾と日本、日本と中国の貿易に偽装するためである。これらの船はクリアランス船と呼ばれ、実際に台中間の経済交流が進んでいることを物語っている。

2008年12月15日、中国と台湾間の交流、「三通」が一部解禁された。三通とは、通行、通商、通信の自由化を指す。この影響で、石垣島を中継点としたクリアランス船は減少することが予想される。三通の影響は、今後の中国と日本、台湾と日本のそれぞれの関係に多大な影響を与えることになる。

また、与那国の台湾との交流には、検疫や税関などの問題が残る。台湾には、デング熱もマラリアもある。また、新型インフルエンザの脅威が問題となるなか、検疫体制の充実は不可欠である。

c) 東シナ海の海洋安全保障

中国は、海洋権益の拡大を目指している。2008年においても中国海洋調査船が、尖閣諸島海域の日本の領海を侵犯している。また、前述のように2004年11月には、中国の原子力潜水艦が、石垣島の沿岸を潜航する事件が起きた。国際法では、潜水艦が他国の領海内を通過する際には、浮上し国旗を掲揚しなければならない。しかし、中国の原潜は、水深100mほどの岩礁の点在する海域を潜航し通過したのである。

この事件は、日本の沿岸警備体制の問題点を顕著

にし、一部の石垣島、宮古島の青年層を中心に自衛隊の駐屯を望む声が強くなった。与那国島では、町議会が自衛隊誘致に賛成の決議をしている。

自衛隊待望論に拍車をかけたのは、同年12月に起きたスマトラ沖大地震である。この地震では、津波が発生し、30万人を超える死者を出した。石垣島を中心とした八重山諸島も1771年にマグニチュード7.4の地震が発生し、大津波に襲われた歴史がある。この津波は明和の大津波と呼ばれ、石垣島では8335人が死亡したと記録され、八重山諸島全体の死者、行方不明者は1万2千人にものぼったと言われる。

医療機関も乏しい島々は、ヘリコプターや高速船艇が近くにないのでは、安心して暮らすこともできない。スマトラ沖地震と明和の大津波のイメージを重ねた八重山諸島の人々は、緊急時に頼れる自衛隊の駐屯を望むのである。

与那国では、災害時の対応を台湾に求めている。津波や台風の被害を受けたときには、住民は台湾に避難するとともに、台湾に医療チームの派遣を要請するのである。今後、安全保障の意味と災害救援活動の両面から、自衛隊論議と他国との協力関係を考える必要がある。

5. まとめ

国境に対する概念を変える時期にきている。国境は自国の権益を確保するための壁ではなく、隣国との協力関係において国民の利益を最大に引き出すための接面ととらえるべきである。日本において離島の存在は、大陸棚や排他的経済水域の起点となると国益を確保する上で重要な領域であると同時に近隣諸国との接面であり、国際交流、観光、資源の共同開発など、離島問題への取り組みは、海洋管理の重点事項として不可欠であり、今後、関連する分野での研究が進められることを重要である。

参考文献

- 1) 山内康英：200カイリ漁業水域－日本の海洋制度転換の政治学的分析，1992。
- 2) 小野五郎：産業構造入門，日経文庫，p. 69，1996。
- 3) 海上保安庁：海上保安レポート2002，2003。
- 4) 山田吉彦：日本の国境，新潮新書，2005。
- 5) 山田吉彦：海のテロリズム－工作船・海賊・密航船レポート，PHP文庫，2003。
- 6) 山田吉彦：“北朝鮮難民”の来襲に怯える島，正論，平成19年3月号，pp. 244-245，2007。